第4章 障害者計画の体系

1 施策の体系





1「啓発」

障害の理解

取組の視点

障害に対する誤解や偏見が、障害のある人の暮らしにくさを 生み出しています。アンケート調査の中でも、障害者の社会参 加に必要な条件として「地域の人たちが障害者を受け入れるよ う、広報や福祉教育の充実」が挙げられています。

また、幼稚園、保育園、学校に対して「先生の理解を深め、 子どもの能力や障害の状態に適した指導をして欲しい」「周り の子供たちの理解を深めるような交流機会を増やして欲しい」 という希望があります。

障害のある人が、社会生活をおくるためには、周囲の人々が 障害について理解を深めていく必要があります。

アンケート調査

〔障害者の社会参加に必要な条件〕

- ・利用しやすい施設への改善 22.1%
- ・障害者自身の積極性 21.5%
- ・地域の人たちが障害者を受け入れるよう、広報や福祉教育の充実 18.1%



〔幼稚園、保育園、学校への希望〕

- ・先生の理解を深め、子どもの能力や障害の状態に適した指導をして欲しい 25.4%
- ・修学相談や進路相談などの相談体制の充実をして欲しい 20.3%
- ・まわりの子どもたちの理解を深めるような交流機会を増やして欲しい 16.9%

<u>施策の方針</u>

講演会、シンポジウム等を開催し、障害について学ぶ機会を設けます。 小中学校の授業の一環として、障害について学ぶ機会を設けます。また、 教職員に対して障害への理解を深めるための研修会も実施します。

社会教育事業の中で障害について学ぶ機会を設けます。

公民館職員に対して障害への理解を深める研修会を実施します。

保育士や学童保育インストラクターに対して、障害への理解を深めるた めの研修会を実施します。

人権を尊重するまちづくりを推進するために、小中学校を拠点に、児童 生徒・保護者・地域の方々に対し、出前人権授業を実施します。

内部障害のある人も気軽に駐車できるよう、ハートプラスマークを通じ て、障害者用駐車場についての理解に努めます。

<u>重点課題</u>

すべての市民が、障害について学ぶ機会が提供されるまちづくりが必要 です。

合理的配慮の推進

取組の視点

障害のある人も、障害のない人と同じように社会生活をおく る権利があります。このことは2007年に日本政府が署名し た「障害者の権利に関する条約」の中にも謳われています。現 在、政府は「障がい者制度改革推進会議」を設置し、この条例 の批准に向けた法整備の検討を進めています。障害のある人 が、障害を理由に社会参加が阻まれないようにするためには、 建築物などのバリアフリー化等のハード面の整備をはじめ、手 話や要約筆記などのコミュニケーション手段の確保等のソフ ト面の充実を図り、障害のある人が必要とする様々な配慮が適 切に提供される環境が必要です。

障害児(者)に対する差別をなくし、だれもが平等で明るい社 会生活をおくれる環境の整備が必要です。



公共施設の新設や既存施設の改修において、「千葉県福祉のまちづくり 条例」に適合するように努めます。

既存の公共施設において、障害者駐車スペースの確保や車イスの出入 りがしやすいようにスロープの設置やスペースの確保をし、障害者が 利用しやすい環境づくりに努めます。

スポーツ大会、イベント等を開催する際、障害のある人もない人も分け隔てなく参加できる大会運営に努めます。

○市に手話通訳者を配置し、窓口や、市の行事において聴覚障害者のコ ミュニケーションの確保を図ります。

<u>重点課題</u>

施設の新築・改修等のハード面については、法令等による基準に基づい て進められますが、施設を有効に活用するためのソフト面の支援(人的支援 等)の在り方について積極的な検討が必要です。



2「参加」 横断的な支援

権利擁護

取組の視点 障害のある人は、日常生活の中で、障害によるさまざまな不都合や不利益を受けています。このような障壁を取り払い、障害のある人もない人も同じように暮らしていける社会の実現がノーマライゼーションの基本的な考え方です。 アンケート調査の中でも、差別・偏見をどの程度感じるかという設問に対して「ときどき感じる」という意見が多くなっています。 障害に対する差別をなくし、障害のある人が地域の中で、平等で明るい社会生活をおくれるまちづくりが必要です。

アンケート調査

〔差別・偏見をどの程度感じるか(全体)〕

- ・よく感じる 5.6%
- ・ときどき感じる 31.0%
- ・ほとんど感じたことがない 28.2%

・まったく感じたことがない 21.3%
 精神障害:「ときどき感じる」40.0% 「よく感じる」20.0%
 知的障害:「ときどき感じる」36.8% 「よく感じる」13.2%
 身体障害:「ときどき感じる」28.7% 「よく感じる」 2.9%
 (3 1ページ)



「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基 づき、障害のある人が差別や障害を理由に不利益を受けた場合、県が 設置する「地域相談員」や「広域専門指導員」とともに相談に応じ、 差別や偏見の解消に努めます。

相談支援事業所、障害福祉サービス事業所をはじめ、関係機関と連携 を図り、虐待についての情報を共有化する中で、虐待の予防と防止に 努めます。

障害のある人が、福祉サービスの利用をはじめとする契約締結などの 法的行為が困難な場合、成年後見制度が充分利用できるように、制度 の利用促進を図ります。

障害のある人の権利擁護については、佐倉市自立支援協議会啓発・権 利擁護部会の中で、地域や関係団体と共に取り組んでいきます。

重点課題

障害のある人が地域で暮らし続けていくためには、権利擁護の推進が急がれます。特に成年後見人制度の拡充が必要です。

障害のある人やその家族が、安心して地域で生活をおくるた めには、気軽に相談できる仕組みが必要です。アンケート調査 の中でも、相談しやすい体制として、「曜日や時間に関係なく、 いつでも相談に応じてくれる」「気軽に相談できる」「身近な場 所で相談できる」が挙げられています。

また、サービスの情報源としては、「家族・親戚・友人・知 人」が最も多く、次いで「市や県の広報、パンフレット」「市 役所」の順となります。障害のある人への情報提供の場として 市の役割が重要となっています。

アンケート調査

〔相談しやすい体制〕

- ・曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる 26.8%
- ・気軽に相談できる 18.5%
- ・身近な場所で相談できる 15.5%



(33ページ)

〔サービスの情報源〕

- ・家族・親戚・友人・知人 21.7%
- ・市や県の広報、パンフレット 18.5%
- ・市役所 14.0%

<u>施策の方針</u>

1 気軽に利用できる相談支援体制の充実を図ります。

市内に相談支援事業所を配置し、障害のある人や家族の不安や困りごとの解消に努めます。

相談内容によっては、自立支援協議会を通じて関係機関が互いに問題 意識を共有しながら、解決に向けて取り組んでいきます。

2 障害福祉サービス等の情報提供に努めます。

身体障害者手帳をはじめ、各種障害者手帳の交付時に「障害者福祉の しおり」を配布し、受けられる障害福祉サービスや相談窓口、障害関 係団体の紹介等、一人ひとりが必要とする情報の提供に努めます。 佐倉市ホームページの文字の拡大や音声読み上げ機能の付加など、サ ービスの向上に努めます。

重点課題

障害のある人や家族の不安を解消するためには、相談体制の充実が必要 です。 情報・コミュニケーション

取組の視点

障害のある人が、障害のない人とコミュニケーションを図 り、互いに意思の疎通を深めていくことは、地域社会の中で暮 らしていくための基盤となるものです。また、コミュニケーシ ョンを通じて周囲の人々が障害児(者)について理解を深めるこ とは、バリアフリー社会の実現にもつながっていきます。

障害のある人が地域で生活していくためのコミュニケーションの手段、方法などを保障する取組みを充実させ、障害のある人が暮らしやすいコミュニケーションバリアフリーを推進していく必要があります。



(35ページ)

市の主催する事業に手話通訳者や要約筆記者を配置し、聴覚障害者の 情報・コミュニケーションの確保を図ります。また、市の事業に限らず、 必要に応じて可能な限り手話通訳者や要約筆記者の派遣に努めます。 市役所に手話通訳者を配置し、必要に応じて各課の窓口に派遣します。 音声言語を使用しなくても、挿し絵を指差すことで意思の疎通が図れ るコミュニケーションボードの普及等、コミュニケーションの支援を進 めていきます。

文書の音声コード化や活字文書読み上げ装置の設置・普及を進めます。 作品展などの行事を通じて、障害のある人の発表の機会と地域での交 流や集いの場の確保に努めます。

障害者スポーツ大会等を通じて、参加者や関係者の交流の機会を支援 していきます。

ユニバーサルデザインに基づいた、公園や休憩施設の整備を進め、障 害のある人もない人も快適に利用できる場の情報提供に努めます。

重点課題

障害のある人が必要とするコミュニケーション手段が確保できるよう な環境の整備が必要です。



(36ページ)

障害のある人が、仕事や通院、買い物、余暇の過ごし方など、 自らの意思で外に出たいと思う時に外に出られるという環境 づくりは、障害のある人が地域生活をおくるために必要な条件 です。そのためには、道路(歩道)、公園のトイレなど基本的な インフラの整備はもとより、ヘルパー等、マンパワーの支援も 必要になります。

障害のある人の生活を支えるためには、安心して移動できる 環境づくりが大切です。



障害のある人が、日々の生活の中での移動手段が確保できるように、 移動支援事業をはじめ、地域生活支援事業の充実を図ります。 歩道の段差の解消、路面の補修、視覚障害者誘導用ブロック(点字ブロ ック)の設置、側溝蓋の設置等、幹線道路から順次、道路(歩道)のバリ アフリー化に努めます。

重点課題

障害のある人も利用しやすい道路(歩道)の整備については、緊急性、安 全性等を勘案する中でバリアフリー化の推進が必要です。



生活支援

取組の視点

生活支援は、障害のある人が暮らしていくために直接的な影響を受けるサービスであるだけに、個々の障害の特性に合わせ た多様な障害福祉サービスの提供が求められています。

障害のある人が地域の中で生活していくためには、グループ ホームやケアホームなど住まいをはじめとする様々な社会資源 が必要です。特に、日中活動等、障害の特性から医療的ケアが 求められる事業や介護する家族が病気になった時等の支援が求 められています。

障害福祉サービスをはじめ、地域生活支援事業など「佐倉市 障害福祉計画」の中で計画的に取り組んでいく必要があります。

アンケート調査

〔住まいへの要望〕

- ・ケアホームやグループホームなどの整備 23.7%
- ・住宅改修の助成金制度の充実 21.5%
- ・特にない 17.7%



障害のある人の意思を尊重し、一人ひとりの障害の特性に合わせたサ ービスが提供できるよう、相談支援事業所の充実強化を図ります。 障害のある人が施設から移行して、地域社会で暮らしていくためには、 グループホーム・ケアホーム、入所施設、アパート等住まいの確保が 必要です。障害のある人が望む暮らし方が実現できるよう居住環境の 整備・充実を図ります。

障害のある人が日中に意義ある時間を過ごすためには、日中利用でき る社会資源が必要です。多様なニーズにこたえられる日中活動系事業 所の整備・充実を図ります。

障害のある人の休養や介護する人が疾病等の際利用できる、短期入所 事業等の事業所の整備・充実を図ります。

<u>重点課題</u>

地域の特性をふまえた地域生活支援事業の拡充を図る必要があります。

生活環境

取組の視点

障害のある人が社会の中で、自らの意思で積極的に生活し ていくためには、建物や道路、交通など、物理的な障壁を取り 除いていく必要があります。障害のある人もない人も、「誰もが 公平に、自由に、使いやすく、安全な」ユニバーサルデザイン の思想に基づくまちづくりが進んでいますが、老朽化した道路 の補修や建物の耐震対策などと共に、まだまだ課題は残されて います。今後も、緊急性や重要性などを考慮する中で、積極的 に取り組む必要があります。

障害のある人にとって、地震や火災などの災害時の対処は重要な問題です。迅速で確実な情報伝達の仕組みづくりや、地域 と行政が連携した防災訓練の実施、要援護者の把握など、地域 での共助体制の確立も併せて、緊急時の体制整備が重要な課題 です。

アンケート調査

〔外出時の困難〕

・道路や駅の段差や階段に問題が多い 12.2%

・身近な公園や歩道のベンチなど、休憩できる場所が少ない 8.6%

・障害者トイレが少ない、使いにくい 7.9%

(41ページ)

障害のある人もない人も、快適に利用できる公園や休憩施設を目指し て、「ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくりー都市 公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、整備・改修、指導 を行います。

多目的トイレの整備をはじめ、「千葉県福祉のまちづくり条例」に適 合した施設の整備を進めます。

防災行政無線放送を補完する目的で、携帯電話やパソコンに災害情報 をはじめとする様々な行政情報を発信するサービスを行います。この サービスは文字による情報を伝達するサービスであり、聴覚に障害の ある人に有効であることから、今後も周知・充実に努めます。

市内各地で防災訓練を実施する際、地域、行政、教育機関と連携し、 障害のある人への対応について協議を進めます。

「地域における災害時要援護者支援の手引き」の周知、見直しを行い、 災害時要援護者の避難支援体制の充実を図ります。

重点課題

公園や多目的トイレの整備と併せ、施設を快適に使用するための検討が 必要です。



障害のある児童が受ける教育には、一人ひとりの障害の特性 に合わせたきめ細かい指導・相談体制の充実が求められていま す。アンケート調査の中でも、幼稚園、保育園、学校への希望 として「先生の理解を深め、子どもの能力や障害の状態に適し た指導をして欲しい」「修学相談や進路相談などの相談体制を 充実して欲しい」「まわりの子どもたちの理解を深めるような 交流機会を増やして欲しい」などが挙げられています。

障害のある人の入園・就学・就業等を支援する機関が変わる ことでサービスの提供が途絶えたりすることが無いよう、切れ 目のないサービスが受けられる必要があります。また、障害の 早期発見に努めるとともに、教育・福祉・保健機関が連携して 対応できる相談体制や学習・指導体制の充実が求められていま す。

アンケート調査

〔幼稚園、保育園、学校への希望〕

・先生の理解を深め、子どもの能力や障害の状態に適した指導をして欲しい 25.4% ・就学相談や進路相談などの相談体制を充実して欲しい 20.3%

・まわりの子どもたちの理解を深めるような交流機会を増やして欲しい 16.9%



市内の小中学校の教員、保育士、学童保育インストラクター等を対象 に発達障害のある児童への理解を深める研修会を定期的に開催し、一 人ひとりの障害の特性に応じた教育・保育体制の充実を図ります。 佐倉市自立支援協議会療育支援・教育部会の中で、幼稚園、保育園、 小中学校の関係機関が、保護者のニーズに応じられるよう定期的に会 議や研修会を実施し、障害の早期療育の在り方の検討を進めます。 発達障害のある児童のためのライフサポートファイルは、保護者の 方々がより使いやすい内容にするため、今後も改善に努めていきます。 また、保育園においてもライフサポートファイルの活用が出来るよう、 教育機関、保健機関と連携を図りながら研修に努めます。

各小中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、障害のある児 童への支援や相談体制の充実に努めます。

公立・認可保育園、学童保育所で障害児保育巡回相談を実施し、園児・ 児童の個々の障害の特性に応じた保育の実施に努めます。

重点課題

関係機関の連携による総合的な支援を図るため、ライフサポートファイルの活用について積極的な取り組みが必要です。

障害のある人が、その人らしく自立した生活をおくるために は、個々の適性や能力に応じた就労の場の確保が必要です。ま た、雇用を確保するだけでなく、障害のある人が継続して就労 を続けていくためには、雇用者側の障害に対する正しい知識と 理解が重要な要素となります。

さらに、官公庁などの仕事を障害者施設に発注したり、生産 物の購入を進めるなど、安定した工賃が得られる福祉的就労の 場が必要です。アンケート調査によると、働くための条件とし て「雇用者側の障害についての知識があること」「体調に合わ せた勤務時間に配慮があること」などが挙げられています。ま た、公共機関等においても、出来る仕事は発注して欲しいとい う声があります。

アンケート調査

〔働くための条件〕

・雇用者側の障害についての知識があること 23.1%

・体調に合わせた勤務時間に配慮があること 17.9%



就労継続支援事業の充実とともに、福祉的就労から一般就労への移行 促進に努めます。

市役所の中で、障害のある人に対して就労訓練の機会を提供し、就労 技能の取得を推進することにより、一般事業所への就労促進を図りま す。

市内の事業者が障害のある人を一定の要件で雇用した場合、障害者雇用促進奨励金を交付し、障害に対する雇用者の理解と、障害のある人の雇用の推進を図ります。

「障害者就業・生活支援センター」と連携し、障害のある人の就労を 支援します。

佐倉市自立支援協議会就労部会を通じて、ハローワーク、商工会議所 等の関係機関との連携により、障害者の就労についての理解を深めま す。

<u>重点課題</u>

関係機関との連携を深め、障害のある人も就労の機会が得られるよう 取り組む必要があります。

障害を早期に発見して必要な治療と適切な支援を行うこと は、障害のある人の負担を軽減し、生活能力の向上に繋がるこ とから、障害のある人が自立した社会生活を送るために、大変 重要なことです。特に、注意欠陥/多動性障害(AD/HD)、学習 障害(LD)、高機能自閉症などの発達障害には、早期の発見と医 療・保健・教育のそれぞれの機関が連携した適切な対応が必要 です。

アンケート調査によると、暮らしやすいまちづくりの条件と して「保健・医療の充実」「生活支援(福祉サービス)の充実」が 挙げられています。

また、近年、うつ病などによる自殺の問題が注目され、国をあげての自殺対策が課題となっています。

アンケート調査

〔暮らしやすいまちづくりの条件〕

- ・保健・医療の充実 26.8%
- ・生活支援(福祉サービス)の充実 20.3%
- ・無回答 19.3%



(47ページ)

1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等により、運動・視聴覚・精神・発達障害等支援を必要とする子どもやその保護者が確認された場合、療育機関への紹介等適切な支援を実施します。

ことばと発達の相談事業を通じて障害による支援が必要な子どもや その保護者が確認された場合、保護者の希望に基づいてサポートファ イルを作成し、他の専門機関に継続して情報提供を行います。

乳幼児期から成人期まで、心の健康づくりに関する啓発活動を広報・ 出前健康講座・講演会などの事業を通じて進めます。

いつでも安心して暮らしていけるための医療体制として、休日夜間急 病等診療所事業や小児初期急病診療所事業を継続して実施します。

在宅で寝たきりの高齢者等、歯科治療を受けることが困難な障害のあ る人々に対して、かかりつけ歯科医や関係機関との連携を図りながら、 適切な歯科診療が提供されるよう努めます。

自殺予防対策については、庁内の関係所属による連絡会議を実施する 中で、国の動向を見ながら検討します。

重点課題

自殺予防対策は重要なテーマです。障害のある人が、自らの命を絶つこ とがないよう、障害者施策の中で具体的な検討を進める必要があります。 (48ページ)